

児童虐待防止ハンドブック

～関係機関の協働による子どもと家族の支援～

＜第2版＞

平成 31 年 3 月 改訂版
(令和 3 年 12 月 一部修正)



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

札幌市

このハンドブックは、子どもたちを虐待から守るため、日頃から子どもや家族に関わる機関が連携して支援していくために作成しました。

児童虐待の発生の予防や、虐待の重篤化と再発を防ぐためには、子どもや家族が住んでいる地域や、普段の生活に関わる機関における、気づきと支援がとても大切です。

児童虐待には様々な背景や要因があり、一つの機関では対応が困難な場合が少なくありません。子どもたちが安心して健やかに成長できるよう、力を合わせて支援していきましょう。

【虐待に関する相談・連絡先】

児童相談所

- 児童相談所虐待対応ダイヤル：^{いちはやく}189
札幌市内から電話すると札幌市児童相談所につながります。
- 子ども安心ホットライン(子ども虐待相談)：^{ふじに おーとー}622-0010
札幌市児童相談所内、24時間・365日対応
- 児童相談所直通:622-8630 (8時45分～17時15分)
※土・日曜、祝日及び12月29日～1月3日はお休み

区家庭児童相談室

お住まいの区の区役所(健康・子ども課)で、身近に相談を受け付けています。

- 中央区 205-3353 ●北 区 757-1182 ●東 区 711-3212
- 白石区 862-1881 ●厚別区 895-2497 ●豊平区 822-2423
- 清田区 889-2049 ●南 区 581-5211 ●西 区 621-4241
- 手稲区 688-8596
(8時45分～17時15分)
※ 土・日曜、祝日及び12月29日～1月3日はお休み

目 次

I 児童虐待とは

1	児童虐待の現状と予防的観点の重要性	1
2	児童虐待の予防等における「気づき」とその共有の重要性	1
3	児童虐待の種類	2
4	虐待が子どもに与える影響	3
5	虐待に至るおそれのある要因	3
6	虐待かどうかは子どもの立場から	4
7	児童虐待対応の難しさ	4

II 支援の全体像

1	虐待の重症度等と支援の体系	5
2	関係機関との連携・協働による支援	6
3	札幌市における児童虐待等の主な担当機関	7
4	要保護児童対策地域協議会における支援	8

III 児童虐待の通告・相談等から対応・支援の流れ

1	児童虐待等の早期発見と通告・相談、情報提供等	12
2	通告・相談の受理後の支援の流れ	16

<資料1>	札幌市要保護児童対策地域協議会 構成機関	19
<資料2>	個別ケース検討会議の進め方の例	21
<資料3>	在宅支援アセスメントシート	22

I 児童虐待とは

1 児童虐待の現状と予防的観点の重要性

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。その背景には現代の社会、地域、家庭の構造的・複合的な問題があることから、特別なことではなく、どこの家庭でも起こりうることであり、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、児童虐待に対する認識の高まりなどによって児童虐待相談は急増しており、法律が施行される前の平成11年度に比べると、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、10倍を超えるようになりました。

児童虐待相談を受けた場合の支援については、緊急性が高い場合には児童相談所が一時保護を行うことや、里親委託・施設入所などにより子どもと保護者の生活の場を離れた上で支援を行う場合もありますが、ほとんどの場合は、虐待の発生予防や再発防止等を図りながら、在宅での支援を行っています。

子ども達を児童虐待から守るためには、虐待のサインに気づいた時の迅速かつ的確な対応に加え、様々な段階での「予防」が重要です。主な予防には、一般的な子育てサービスの利用や子育てに関する普及啓発から、虐待につながるリスクを軽減するための支援を行うことなどにより、虐待の発生そのものを防止するための「発生予防」と、虐待に至ってしまった後に、支援プランを立てて子どもの安全を図りながら親子を支援していく「再発防止（再発予防）」があり、子どもや家族の状況に応じて適切な支援を検討していくことが重要となります。

子ども達が適切な養育を受け、健やかに成長・発達していくことを継続的に保障できる社会にしていくためには、子ども達を発生予防と再発予防の視点で守っていくとともに、虐待につながりやすい家族の不利を次の世代につなげないように支援していくことが大切です。

2 児童虐待の予防等における「気づき」とその共有の重要性

児童虐待は、家庭の中で起こるため見えにくいことに加え、子どもや保護者自らが周りに支援を求めない場合が少なくないため、児童相談所や区役所などの行政機関だけでは把握することが困難です。また、児童虐待は、家族の日々の生活の中での大小さまざまなきっかけから生じたり、急に重篤化したりする場合があります。

そのため、児童虐待の発生予防や、重篤化等の進行の予防、再発防止等のためには、子どもや家族が住んでいる地域や、普段の生活に関わる機関における「気づき」とその共有がとても大切です。特に、生まれた直後や乳幼児期の虐待は重篤化する場合が多いため、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援と、心身の不調や家庭環境の問題などを把握しやすい機関からのすみやかな情報提供が重要となります。

3 児童虐待の種類

「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）第2条で、次の4つに分類されています。

<身体的虐待>

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、首をしめる、溺れさせる、逆さづりにする、タバコの火を押しつける、異物を飲ませるなど、子どもに対して身体的な暴行を加える行為です。

<性的虐待>

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

子どもへの性交、性的暴力、性的行為の強要・教唆、子どもに性器・性交やポルノグラフィを見せる、子どもをポルノグラフィの被写体などにする、子どもの性器を触る、子どもに性器を触らせる、などの行為です。

<ネグレクト>

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

健康状態を損なうほどの不適切な養育、あるいは子どもの危険についての重大な不注意。例えば、家に監禁する、登校させない、重大な病気になっても病院に診せない、十分な栄養を与えない、ひどく不潔なままにするなどです。親がパチンコをしている間、乳幼児を車に放置し、熱中症で子どもが死亡したり誘拐されたりする事件もネグレクトの結果と言えます。

また、保護者以外の同居人による児童への身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待と同様の行為を保護者が放置することも、保護者としての監護を著しく怠る行為として児童虐待に含まれます。

<心理的虐待>

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

「お前なんか産まなければよかった」などと言ったり(言葉による脅かし)、子どもからのほたらきかけに応じなかったり(無視)、拒否的な態度を示すことで子どもの心を傷つける(心理的外傷を与える)ことなどです。

また、児童の目前で配偶者に対する暴力が行われるなど、直接児童に対して向けられた行為ではなくても、児童に著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれます。

4 虐待が子どもに与える影響

児童虐待は子どもの心身に大きな影響を与えます。虐待による子どもへの影響は次のようなものがあります。

(1) 身体的影響

身体的虐待により打撲、火傷、骨折、裂傷、擦過傷、内臓破裂、脳損傷などの外傷を受けるほか、ネグレクトによる衛生状態の悪さから皮膚疾患を患ったり、性的虐待により望まぬ妊娠をしたり、性感染症に罹患することがあります。重篤な虐待を受けた場合は、死に至ったり、障がいが残る場合もあります。また、適切な養育を受けられないことにより栄養障害や、低身長、低体重などの成長不全が生じることがあります。

(2) 知的発達への影響

虐待を受け、安心できない環境で生活することにより、物事に対して落ち着いて取り組むことが出来なくなったり、本来子どもが持っている能力に比しても知的な発達が十分に得られないことがあります。また、成長に必要な関わりを得られなかったことにより、知的発達が妨げられることがあります。

(3) 行動面等への影響

虐待を受けることにより、集中力や落ち着きのなさ、反抗的な行動、暴力的な行動、情緒の不安定、自傷などが現れる場合があります。また、マイナスの自己評価が顕著であるなど、人格の形成に歪みが生じる場合もあります。

5 虐待に至るおそれのある要因

児童虐待が起こる要因は一つではなく、複数の要因が重なった時に家族関係が不安定になって生じると言われています。各要因として下記のような例があります。

(保護者側の要因)

- 妊娠そのものを受容することが困難(予期しない妊娠)
- 若年の妊娠
- 子どもへの愛着形成が十分に行われていない(妊娠中に早産等何らかの問題が生じたことで胎児の受容に影響がある、子どもの長期入院 など)
- マタニティブルーや産後うつ病等精神的に不安定な状況
- 性格が攻撃的・衝動的、あるいはパーソナリティの障害
- 精神障がい、知的障がい、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存 など
- 保護者自身が虐待を受けて育った場合
- 育児に対する不安(保護者が未熟等)、育児の知識や技術の不足
- 特異な育児観、脅迫的な育児、子どもの発達を無視した過度な要求

など

(養育環境の要因)

- 経済的に不安定な家庭
- 親族や地域社会から孤立した家庭
- 未婚を含むひとり親家庭
- 内縁者や同居人がいる家庭
- 子連れの再婚家庭
- 転居を繰り返す家庭
- 保護者の不安定な就労や転職の繰り返し
- 夫婦間不和、配偶者からの暴力(DV)等不安定な状況にある家庭

など

(その他虐待リスクが高いと想定される場合)

- 妊娠の届出が遅い、母子健康手帳未交付、妊婦健康診査未受診、乳幼児健康診査未受診
- 飛び込み出産、医師や助産師の立ち会いがない自宅等での分娩
- きょうだいへの虐待歴
- 関係機関からの支援の拒否

など

(子どもの状態)

- 乳児期の子ども
- 未熟児
- 多胎児
- 障がいのある子ども
- 保護者にとって何らかの育てにくさを持っている子ども

など

6 虐待かどうかは子どもの立場から

虐待であるかどうかの判断においては、その行為を保護者の考え方や意図ではなく、子どもの立場から、子どもの安全と健全な育成が図られているかに着目することが大切とされています。

保護者が子育てに一生懸命でその子をかわいいと思っていなくても、自らの行為をしつけないと主張したとしても、子ども側にとって有害な行為であれば、それは虐待にあたります。

7 児童虐待対応の難しさ

児童虐待は、養育者の成育歴や心身の状態、経済的要因、夫婦関係、養育者の育児負担など家族の抱える要因や、社会的なつながりなどの様々な問題が複雑に作用しあって発生すると言われており、その背景は家族によって様々です。

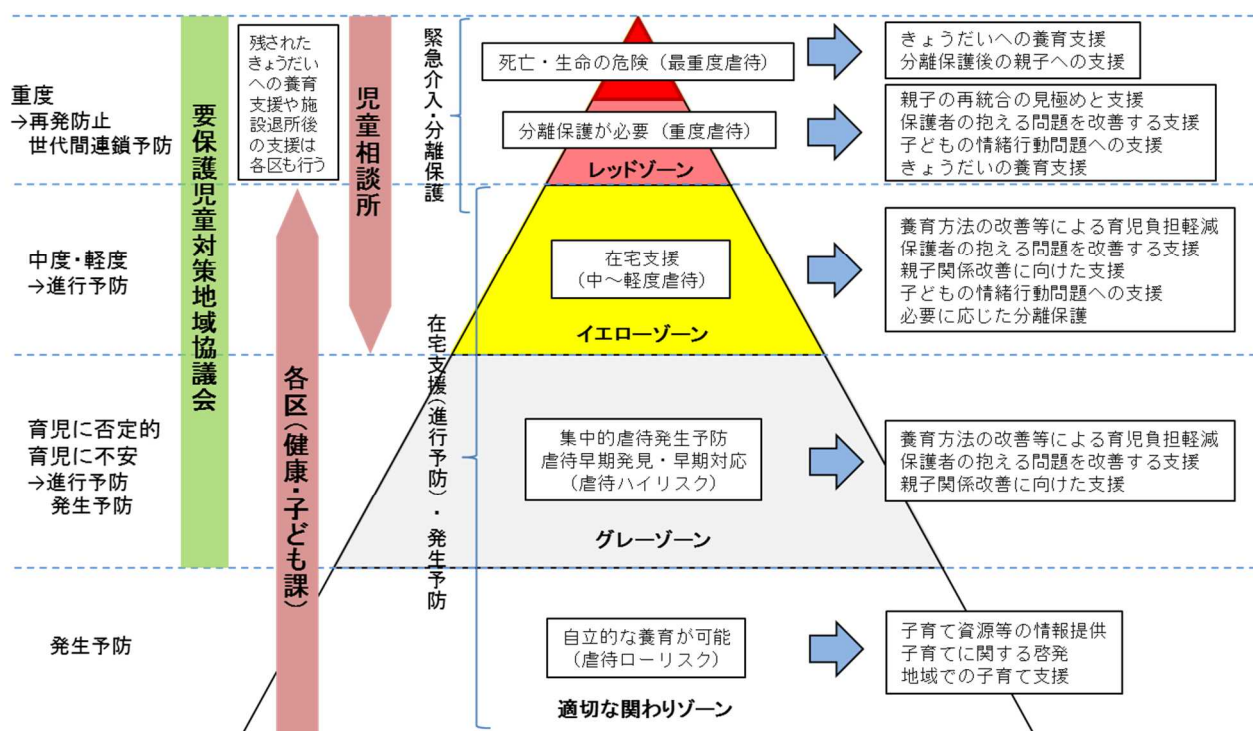
また、保護者自身が複雑な生活環境で育ってきた場合や、虐待を受けてきた場合などは、その影響により人への不信感や被害感が強く、支援に関わる人との関係も容易に成立しない場合や、一旦関係ができたとしても、何かのきっかけで不信感をつのらせて相談に来なくなったり、会うことを拒否したり、転居したりすることもまれではありません。

児童虐待対応は多岐に渡る支援が必要なことから、支援者にとっても対応が難しいため、一人の専門家、一つの機関だけではなく、多くの分野の専門家がチームを組み、支援者同士も支え合えるような連携を図ることが重要となります。

Ⅱ 支援の全体像

1 虐待の重症度等と支援の体系

児童虐待の対応には、自立した育児が可能な段階から、生命や安全を確保するために緊急介入する必要がある段階まで、幅広いレベル（虐待の重症度）への対応があります。各レベルにおける児童相談所、各区及び要保護児童対策地域協議会¹等における支援の体系は、下図のように整理されています。なお、虐待の重症度は一定ではなく、家族状況等により常に変化し得るものであることを念頭に置く必要があります。



虐待が起こってから養育環境の改善を図ることは容易でないため、虐待の発生を予防することが重要です。特に、妊娠期や出産早期からの支援は虐待の予防効果が高いと言われています。また、虐待のリスクが低く自立して子育てを行っている保護者でも、育児負担などさまざまな要因が重なることで虐待に至らないとは限りません。そのため、子育て支援のための社会資源の情報提供や、虐待についての市民への啓発が必要となります。

中度から軽度の虐待で在宅支援を行う場合は、地域のネットワークによる支援が重要となります。家庭訪問により家庭での親子の様子を具体的に分析・評価（アセスメント²）しつつ、保護者ができることから養育方法を改善する支援を行います。

1 「要保護児童対策地域協議会」：支援が必要な子どもや保護者について、関係機関が情報交換や支援内容の協議を行うネットワークであり、児童福祉法第25条の2に基づき設置されている。「4 要保護児童対策地域協議会における支援（8ページ～）」を参照。

2 「アセスメント」：一般的に福祉分野において、困りごとを抱えている方を正しく知るため、その状況を包括的に把握（情報収集）し、対応すべき課題を捉えて、背景や要因を分析することで解決の方向を見定める手続きをいう。

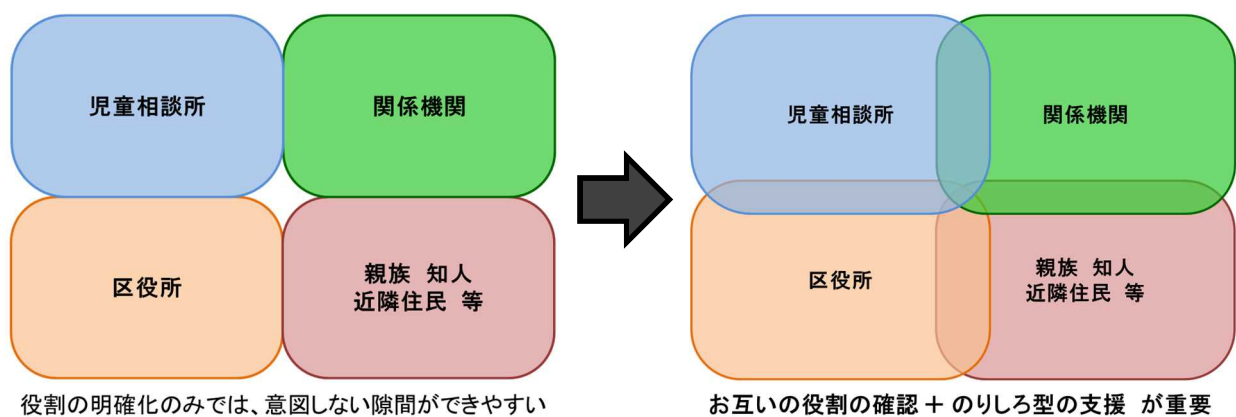
保護者からの分離による保護が必要な場合は、一時保護等の権限のある児童相談所が主に対応し、保護者と子どもが再び一緒に生活できるかどうかの見極めを行います。家庭復帰が可能と判断された場合は、保護者に対して助言・カウンセリング等を行うとともに、養育状況を改善するための支援を児童相談所と各区が連携して実施します。子どもが里親や施設等から家庭に戻る際には、関係する機関が十分に情報を共有し、再発防止の支援体制を構築しておくことが重要となります。

2 関係機関との連携・協働による支援

児童虐待は、養育者の成育歴や心身の状態、経済的要因、夫婦関係、養育者の育児負担などの家族の抱える要因や、社会的なつながりなどの様々な問題が複雑に作用して発生すると言われています。そのため、児童虐待の予防や重篤化の防止のためには、世帯に関する情報を幅広く集め、様々な観点から子どもや家族の状態を分析し、支援計画を立てることが必要です。

児童相談所や区役所などの行政機関は、子どもや家族の日常の具体的な状況まで把握することが難しいため、日常生活に関わる機関等と連携して支援を行うことが重要となります。

連携にあたっては、一方的に情報を伝えて終わるのではなく、互いに協力して同じ目的を持ち、責任を共に担うという意識が大切となります。また、関係者が各々の立場・役割を確認し、理解し合うことに加え、お互いに持っている機能を重ね合い、それぞれが歩み寄った対応をする「のりしろ型」の支援が重要です。このような支援をお互いに心がけることで、支援を必要としている子どもや家族が、どこからの支援も受けていない状態（支援の隙間に落ちる状態）となることを防ぎ、効果的な支援が可能となります。



3 札幌市における児童虐待等の主な担当機関

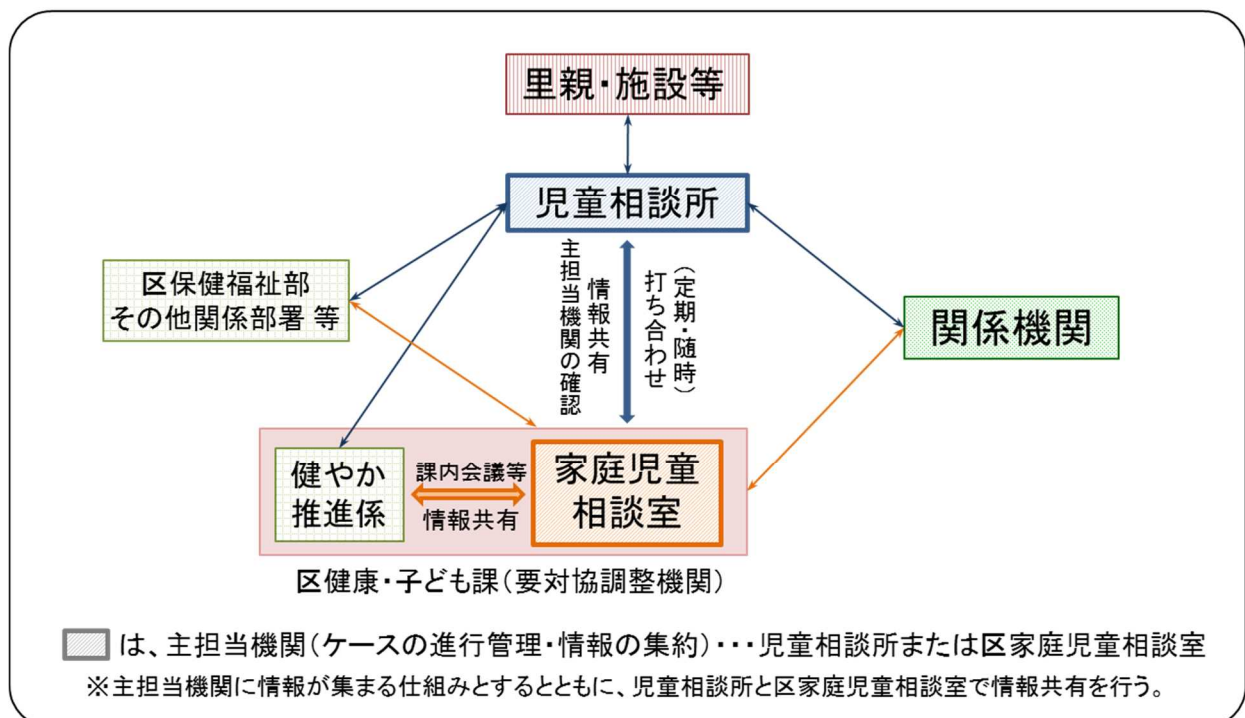
札幌市においては、児童虐待等の主な担当機関としての役割は、児童相談所と区健康・子ども課（家庭児童相談室）が担っています。

それぞれの特徴は下記のとおりとなります。

担当機関	特徴
児童相談所	措置権限をもつ、専門的な相談機関 ・一時保護の権限 ・児童虐待の調査権限（出頭要求、立入調査、臨検・搜索 ³ 等） ・心理的・医学的見地からの専門的な診断
区家庭児童相談室	児童の身近な場所における継続的な支援を行う機関 ・区役所の他福祉部門との連携を通して家庭生活全体を把握することができる。 ・地域の実情に応じて広く関係機関とのネットワークを構築できる。

関係機関や近隣住民等からの虐待通告等を受けた後の調査やその後の継続的な支援においては、児童相談所または区家庭児童相談室のいずれかが主担当機関となり、ケースの進行管理や、情報の集約を担うこととしています。

主担当機関と関係機関との連携の概要



3 「臨検・搜索」：保護者が出頭や立ち入り調査を拒否するため、子どもの安全確認や保護が行えない場合で、児童虐待が行われている疑いがあるときは、児童相談所が、あらかじめ地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官が発する許可状を得て、強制力を持って住居等に立ち入ることを「臨検」と言い、更に住居内等を探すことを「搜索」という。

4 要保護児童対策地域協議会における支援

(1) 要保護児童対策地域協議会（要対協）とは

虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るため、児童福祉法第25条の2に基づき設置しています。関係機関等が支援対象の児童及び保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行うネットワークであり、参加者には守秘義務（罰則あり）が課せられます。

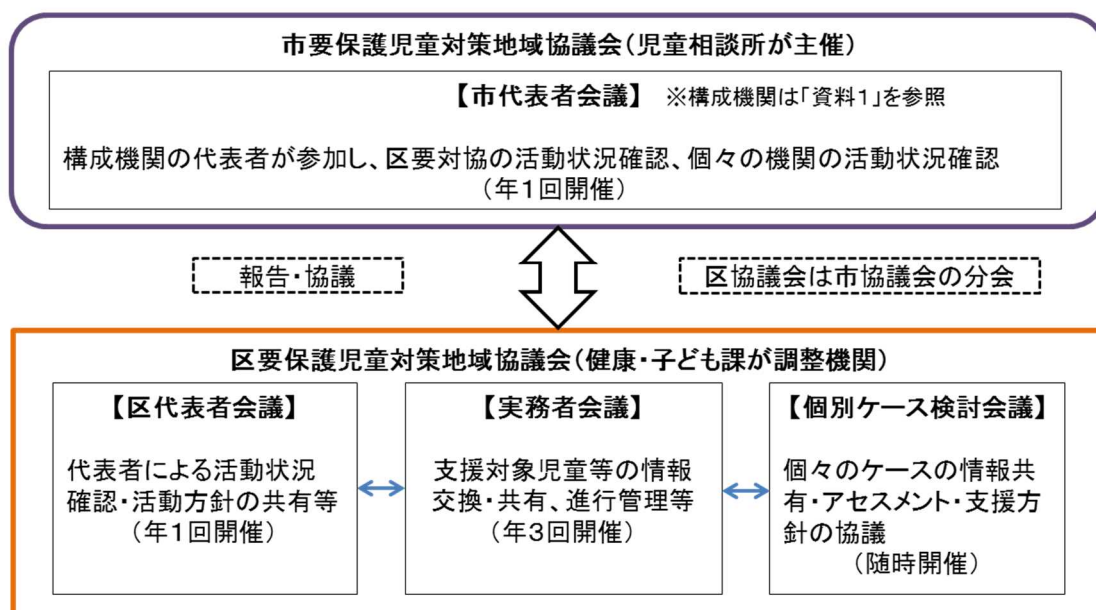
要対協では、要保護児童及び要支援児童とその保護者並びに特定妊婦の支援を行います。（支援対象の総称を「支援対象児童等」と言います。）

要保護児童	「保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童」とされ、虐待を受けた子ども など ※5ページの図において、虐待の重症度が軽度以上にあたります。
要支援児童	「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く）」とされ、要保護児童より広い範囲で、何らかの支援を必要とする子ども ※5ページの図において、虐待ハイリスクにあたります。
特定妊婦	出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦 ※5ページの図において、虐待ハイリスクにあたります。なお、保護者の養育に困難があり虐待が起こるおそれがある場合には保護が必要となることがあり、その場合はすみやかに重度虐待に準じた対応を取ることが必要です。）

(2) 札幌市の要保護児童対策地域協議会の全体像

全体像は下図のとおりとなっています。このうち、支援対象児童等に直接関わりのある関係者が集まり、具体的な支援策を検討するための会議は、「個別ケース検討会議」となります。

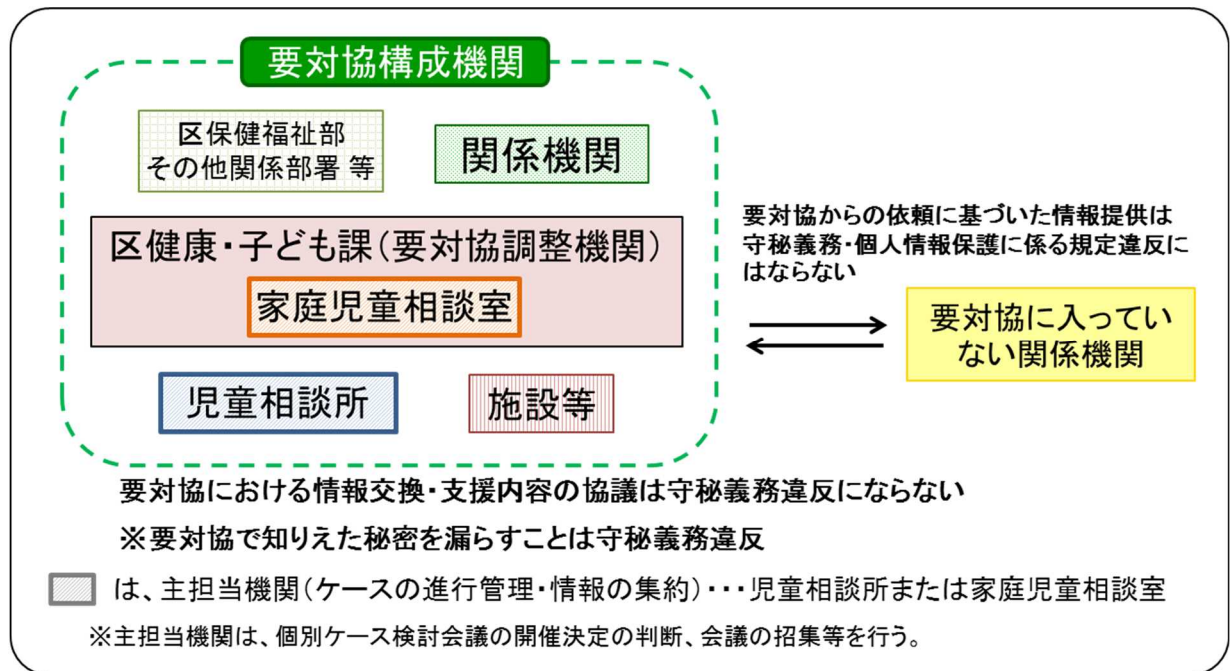
札幌市要保護児童対策地域協議会の全体像



(3) 要保護児童対策地域協議会における情報共有

要対協の構成機関の間では、情報交換や支援内容の協議ができます。また、要対協は、構成機関以外にも、情報提供及び必要な協力を求めることができます。

一方、要対協における情報共有等は、支援対象児童等の適切な保護または支援を行うためのものであるため、要対協の構成員（過去に構成員であったものを含む）には守秘義務が課されており、要対協で知りえた秘密を漏らすことは法律で禁止されています。



(4) 個別ケース検討会議とは

子どもの安全と家族支援に向けて関係機関が協議を行うことを目的に適宜開催します。

個別の支援対象児童等について、主に子どもや家族に関わる関係機関の担当者により、支援内容等を検討します。また、検討内容に応じては、幅広く今後関わりを有する可能性がある関係機関の担当者等を招集します。

会議の開催は、当該支援対象児童等のある程度の情報が集まり支援を開始する初期の段階で行う場合や、対応経過の途中で行う場合があります。

会議で協議する事項は以下のとおりです。

- ① 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断
- ② 支援対象児童等の状況把握や問題点の確認
- ③ 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- ④ 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ⑤ 事例の主担当機関と主たる支援機関の決定
- ⑥ 実際の援助、支援方法、支援スケジュール(支援計画)の検討
- ⑦ 次回会議(評価及び検討)の確認
- ⑧ その他、個別ケース検討会議において必要と認める事項

ア 会議の開催要請・開催手順

子どもや家族に関わる関係機関が、会議の開催を要請する場合は、主担当機関（区家庭児童相談室または児童相談所）に連絡します。（主担当機関が不明な場合や、あらたなケースなどで主担当機関が決まっていない場合は、原則として区家庭児童相談室に連絡をします。）

主担当機関は、関係機関からの要請や、援助方針会議等での支援方針の検討等に基づき、個別ケース検討会議の開催について決定し、日時、場所及び参加機関等を調整のうえ、会議を主催します。なお、主担当機関（区家庭児童相談室または児童相談所）に連絡をした上で、支援対象児童等と関わりを有している関係機関が会議を主催することもできます。

イ 開催の基準

【以下の児童等については、原則として個別ケース検討会議を開催する】

- ☐ 児童虐待等の事由により保護下（施設入所・里親委託等、一時保護、入院等による実質的な分離）にあり家庭復帰が見込まれる児童
- ☐ 保護には至らないが虐待が認められた乳児
- ☐ 養育が困難と予想される特定妊婦

上記の児童等のほか、個別ケース検討会議の開催を考慮する状況として、下記のような例があります。

- ☐ 支援対象世帯が転入してきたとき
- ☐ 医療機関から虐待通告があったとき
- ☐ 保護者が支援を受け入れないとき、家庭の状況が見えないとき
- ☐ 一つの機関での対応では限界があるとき
- ☐ 支援が行き詰っているとき
- ☐ 情報共有が必要なとき（関係機関の間で認識や見解の食い違いが生じたとき等）
- ☐ 支援対象世帯に乳幼児がいるとき
- ☐ 支援対象世帯の子どもに関わる複数の関係機関との情報共有等が必要なとき
- ☐ 世帯構成員に変化が生じたとき（家庭内のキーパーソンが別居した、同居人が増えた、兄弟が生まれた等）
- ☐ 支援機関に変更が生じたとき（小学校に入学した、保育園に入所・退所した、世帯の転居により関係する機関が変更となった等）

ウ 会議を効果的なものにするために

（会議開催前）

主担当機関が会議の参加機関に対し、会議の目的や議題の概要等について事前に説明するとともに、各参加機関からの情報を集約しておきます。

各参加者は所属機関の代表として参加することになるため、その世帯への関わりの方角性や自機関でできることについて、所属の中で整理しておくことが重要です。

（会議中）

会議の冒頭で、会議の目的を確認し、意識統一を図ったうえで、情報共有、課題の明確化、対応と役割分担、今後の支援方針の確認などを行います。また、会議の

参加者には守秘義務が課されることを必ず説明します。

会議中は時間配分を意識した進行管理を心掛け、概ね1時間半程度の時間を目安とします。個別ケース検討会議は、支援する世帯に対して、参加機関それぞれが主体的にできることを話し合う場ですが、同時に参加機関をエンパワメントする場になることが非常に重要なため、対応の不備を指摘したり、役割を押し付け合ったりするのではなく、互いの役割の違いを尊重する姿勢で話し合いを行います。

（具体的な会議の進め方は、「資料2」を参照。）

（会議後）

各参加機関は、会議の決定事項について所属内で情報共有を行うとともに、自機関の役割分担に基づき、組織として支援を行います。支援を行う中で、子どもや家族が変化した場合や、気になる点があったときは、主担当機関に連絡します。

また、各機関の支援の中で把握した情報や支援の結果について、次の会議で評価してあらたな支援方針を協議することにより、切れ目のない支援を行うとともに、より効果的な支援につなげていきます。

エ 在宅支援アセスメントシートの活用

会議においては、子どもの危険の程度、安全の可能性を関係機関と共有し、在宅での支援策の検討に活用するためのツールとして、共通のアセスメントシートを活用します。（「資料3 在宅支援アセスメントシート」参照）。

主担当機関は、支援の過程で得た情報を記載したアセスメントシートを配布し、参加者からの情報や意見をまとめ、会議の参加者全員で認識の確認を行います。

（5）実務者会議とは

ア 開催目的

実務者会議は、実際に活動する実務者（＝関係機関の各区代表者）から構成される会議です。

子ども虐待への対応は、多数の関係機関が関与し、それぞれの役割分担が曖昧になるおそれもあるため、ケースの主担当機関及び主たる支援機関をフォローし、ケースの進行管理を進めていくことが必要となります。

こうした観点から実務者会議の場において、定期的に（札幌市では年3回開催）、状況確認、主担当機関の確認、支援方針の見直し等を行うことを目的に開催します。

イ 協議事項

- ① すべてのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し等
- ② 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- ③ 支援対象児童等の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握

○主担当機関：児童相談所又は区家庭児童相談室のうち、全体の進行管理の責任主体としての機関を指す。

○主たる支援機関：支援対象児童等に対して、必要な支援を主に行う機関を指す。

○進行管理：ケースの状況確認、各機関の役割分担及び支援方針の見直し等を行うことを指す。主担当機関が進行管理を行う。

Ⅲ 児童虐待の通告・相談等から対応・支援の流れ

1 児童虐待等の早期発見と通告・相談、情報提供等

児童虐待は、未然の防止と早期発見・早期対応が重要ですが、虐待は家庭という密室の中で行われ外からは見えにくいいため、ちょっとしたサインに気づくことが大切です。虐待が行われているという確信が持てなくても、心配される状況があるときには、各区健康・子ども課または児童相談所に相談や通告をしましょう。

気づき（早期発見）のポイントとして、次のような例があります。

子どもの様子

（身体的な状況など）

- ・ 不自然な傷や、叩かれたようなあざ、火傷などがある
- ・ 新旧混在した傷、骨折歴、治療歴がある
- ・ 虫歯が多い、急に虫歯が増えている
- ・ 衣服や体がいつも不潔である
- ・ 季節に合わない服を着ている
- ・ 特別な病気等がないのに、体重や身長が増加しない
- ・ 予防接種や健診を受けていない（受けられない等の事情がある場合を除く）

（子どもの心や行動の様子）

- ・ おびえた表情、暗い表情をしている。笑顔が少ない
- ・ 極端に落ち着きがない
- ・ がつつがつした食べ方をする、人に隠して食べる
- ・ 食欲がない様子が続いている
- ・ 外傷に関する子どもの説明が不自然だったり、説明を嫌がる
- ・ 衣服を脱ぐことに異常な不安をみせる
- ・ 年齢不相応な性的言葉や性的行動が見られる
- ・ 他の人との身体的接触を異常に怖がる
- ・ 家に帰りたがらない、家出を繰り返している
- ・ 保護者の姿を確認すると急に緊張したり、保護者に近寄らない
- ・ 理由がなく休みが続くなど、登園・登校状況が不安定である
- ・ 不自然な時間に地域を徘徊している

保護者の様子

- ・ 子どもへの攻撃的、脅迫的な態度を示す
- ・ 子どもを無視したり、子どもの人格を否定するような関わりをする
- ・ しつけと称して厳しくあたる（暴言、暴力）
- ・ 子どもの怪我や病気についての説明に一貫性がない、または不自然である
- ・ 病院で受診させない、健診を受けさせない
- ・ 登園や登校をさせない、連絡に応じない
- ・ 気分の起伏が激しく、精神的に不安定である
- ・ 夫婦の不和や配偶者等への暴言・暴力（DV）がある
- ・ アルコール、薬物依存がある
- ・ 援助の申し出に拒否的である

【虐待に関する相談・連絡先】

児童相談所

- 児童相談所虐待対応ダイヤル：^{いちはやく}189
札幌市内から電話すると札幌市児童相談所につながります。
- 子ども安心ホットライン(子ども虐待相談)：^{ぶじに おーとー}622-0010
札幌市児童相談所内、24時間・365日対応
- 児童相談所直通：622-8630（8時45分～17時15分）
※土・日曜、祝日及び12月29日～1月3日はお休み

区家庭児童相談室

お住まいの区の区役所(健康・子ども課)で、身近に相談を受け付けています。

- 中央区 205-3353 ●北 区 757-1182 ●東 区 711-3212
 - 白石区 862-1881 ●厚別区 895-2497 ●豊平区 822-2423
 - 清田区 889-2049 ●南 区 581-5211 ●西 区 621-4241
 - 手稲区 688-8596
- (8時45分～17時15分)
※ 土・日曜、祝日及び12月29日～1月3日はお休み

【虐待通告・相談の際のポイント】

○子どもを心身の危険から守ること

虐待を受けた子どもには生命や身体の危険だけでなく、精神的に深い傷を負う危険もあります。心配な子どもを把握した場合は、まずは連絡・相談してみましょう。

○疑いを大切に

虐待は様々な形で隠されるので、疑いをもったことを大切にしてください。

○自分で証明する必要はない

虐待を証明することはなかなか難しいことです。間違っていたらどうしようと思うことが多いですが、確証を求めているは子どもを守れません。まずは相談や通告などの行動を起こしましょう。きっかけはたんなる疑いでも、情報を集めることで確証に近づけることもあります。

＜参考 誤通告等（通告後に虐待の事実がないと判明した場合）について＞

虐待の事実がないことを知りながらあえて通告した場合（故意）や、それに準ずるような場合（重過失）を除き、法的責任を問われることはないとは解すべきである・・・（中略）・・・すなわち、客観的な裏づけがなくても通告者が主観的に児童虐待だと思えば法律上通告義務を負い、その義務に基づいて通告する限り違法行為にならないと解されるからである。（日本弁護士連合会子どもの権利委員会編「子どもの虐待防止・法的実務マニュアル 第6版」）

○一人で抱え込まない

虐待の対応は難しいものです。虐待を疑ったら、一人で抱え込まず同じ職場の同僚や

他の機関と連携をして知恵を出しあいましょう。

また、組織として通告する場合は、担当者一人で判断するのではなく、初期の対応から所属組織の管理・監督者を含めて協議し、共通認識を図りながら対応・判断することが重要です。

○すべてを他人任せにしない

通告をしたからといって、すべてを他人任せにしているだけでは子どもを救えません。サインを受け取ってくれた人こそが子どもにとって頼みの綱です。関係者で連携をとりながら、力を合わせて子どもを守っていきましょう。

○記録に残す

児童虐待においては、虐待の疑いを持った時から記録に残すことが大切です。また、記録に残す際には、「事実」と「推測」を切り分けて記載しましょう。また、後で役立つことがありますので、できるだけ写真やビデオなどにも残しましょう。

＜記録をつける際のポイント＞

下記を参考に、具体的に記載します。

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| ・ 時間 (When) : いつ、どんな時間に | ・ 場所 (Where) : どこで |
| ・ 誰 (Who) : 誰が、誰に対して | ・ 行為 (What) : 何を、どのような行為を |
| ・ 方法 (How) : どのようにして | |

そのほか、調査・支援の糸口となる情報（家族構成、きょうだい虐待を受けていないか、その子どもやきょうだいが在籍している保育所、幼稚園、学校があるか など）や、情報の確認方法（実際に見た、声を聞いた、他の人から聞いた など）は重要な情報になります。

※性的虐待の場合

性的虐待は、その他の虐待と比べて発見困難なうえに、客観的証拠が少なく、子ども自身が否認することもあります。子どもの心身に深刻なダメージを与えるため、即座に児童相談所の介入が必要です。

性的虐待を受けた子どもへの事実確認には、専門的な技術が必要なため、性的虐待を受けたと思われる子どもを把握した場合は、虐待内容の聞き取りは行わず、すみやかに児童相談所への通告をお願いします。

（関連法令）

虐待を受けている児童や虐待が疑われる児童を発見した場合は、法律により通告することが義務とされています。また、児童虐待を発見しやすい立場にある関係機関は、児童虐待の早期発見に努めることとされています。ここで、児童虐待の通告義務は守秘義務に優先することとされており、子どもの安全が最優先となります。

また、平成 28 年の児童福祉法の改正により、関係機関は要支援児童等の情報を市町村（札幌市では各区健康・子ども課）に提供することに努めることがあらたに規定され、この場合の情報提供についても守秘義務に優先することとされました。

○児童虐待の早期発見等（児童虐待防止法）

第 5 条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯

科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
- 4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

○支援を要する児童や妊婦に関する情報提供（児童福祉法）

第 21 条の 10 の 5 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

- 2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

○要保護児童発見者の通告義務（児童福祉法）

第 25 条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

- 2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

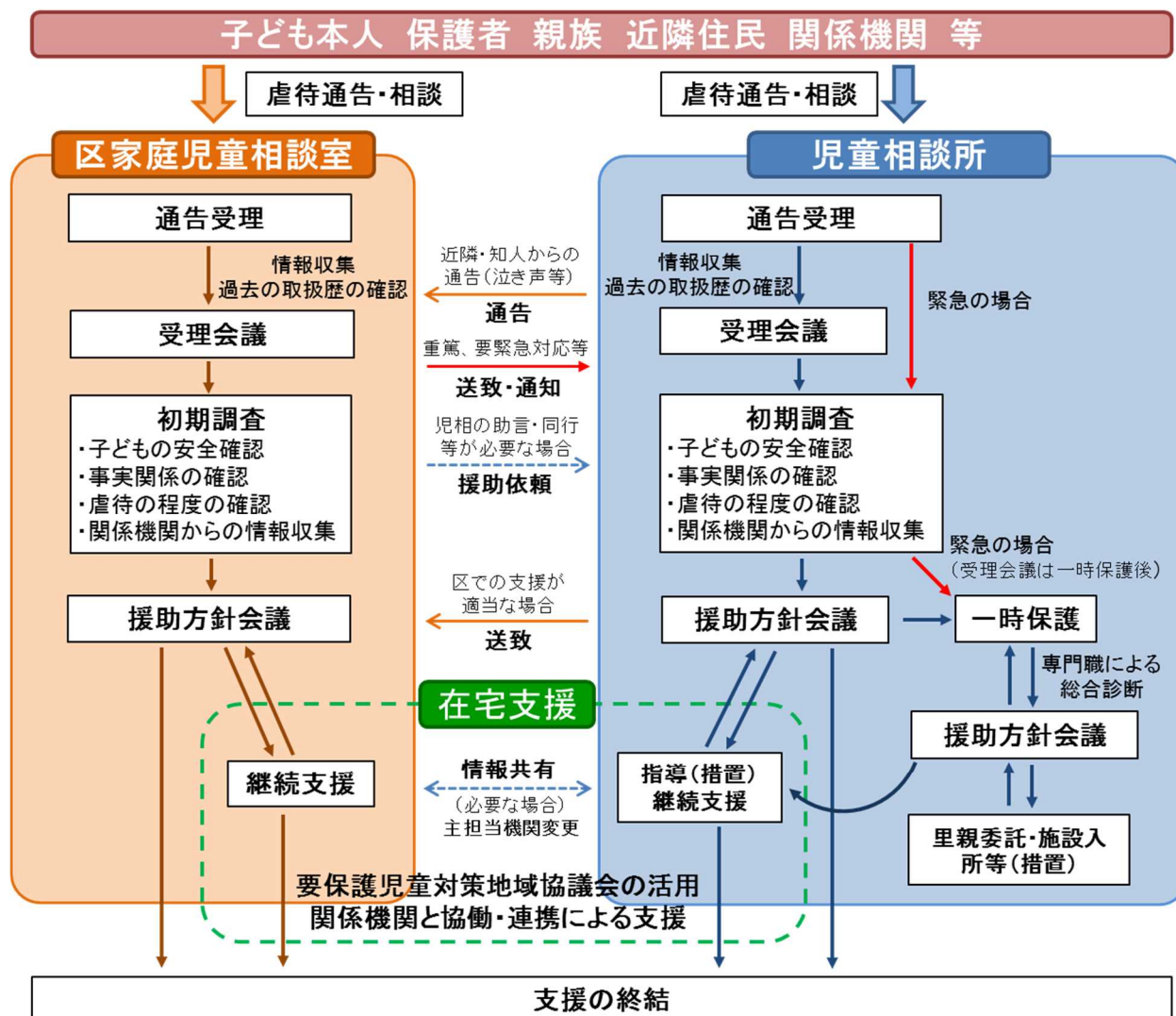
○児童虐待に係る通告義務（児童虐待防止法）

第 6 条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

2 通告・相談の受理後の支援の流れ

児童相談所または各区家庭児童相談室が虐待通告等を受理した後は、下図の流れで支援につなげていきます。



(1) 通告等の受理から初期調査まで

ア 通告等の受理

通告を受けた機関（児童相談所または区家庭児童相談室）は、他の機関と連携し、できるだけ早期に情報を収集します。

イ 初期調査・安全確認

児童虐待対応においては、子どもの安全確保が最優先です。通告を受けた児童相談所または区家庭児童相談室は、原則として48時間以内に目視による子どもの安全確認を行います。

ここで、虐待の重症度や緊急度などの危険性を判断し、必要なときは一時保護などで子どもの安全を確保します。（区家庭児童相談室が通告を受けた場合で、一時保護などの緊急対応が必要と判断した場合は、児童相談所に送致します。）

児童相談所が必要があると認めたときは、親権者の同意が得られなくとも一時保

護をすることができます。また、児童相談所は警察、病院などに一時保護を委託する場合もあります。

(2) 支援方針の検討

児童相談所または区家庭児童相談室は、初期調査で収集した情報をもとに、援助方針会議において、子どもや家族の状況を分析・評価（アセスメント）し、組織としての支援方針を決定します。

ア 在宅支援とする場合

在宅での支援においては、子どもや養育者の生活に関わりのある関係機関と連携して支援していくことが重要となります。

そのため、児童相談所または区家庭児童相談室は、援助方針会議において関係機関との連携を含めた支援方針を協議します。虐待が重篤化するおそれのあるケースや、世帯に変動が生じやすくリスクが急激に高まる可能性があるケースなどについては、早い段階で関係機関が一堂に会して情報共有や支援方針の検討を行う必要性があるため、要保護児童対策地域協議会（要対協）の個別ケース検討会議（※）のすみやかな開催に向けて調整を行います。

（※詳細は「第Ⅱ章 4 要保護児童対策地域協議会における支援」参照）

イ 一時保護とした場合

一時保護とした場合は、児童相談所の専門職による総合診断を行った後、援助方針会議を行い、家庭復帰により在宅支援とするか、里親委託または施設入所等により親子分離とするか等について検討を行います。

一時保護による親子分離状態から、家庭復帰により在宅支援となる際には、子どもの安全確保のために地域の関係機関等と連携して支援体制を構築することが重要となるため、要対協の個別ケース検討会議の開催を原則とします。

ウ 里親委託または施設入所等とする場合

在宅支援では子どもの安全・安心が確保できないと考えられる場合は、児童相談所は里親委託または施設入所等に向けて、調整を進めます。この時、できるだけ親権者の同意を得る努力をしますが、同意が得られない場合でも、児童相談所が家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所が妥当と判断した時は、里親委託または施設入所等の措置を取ることができます。

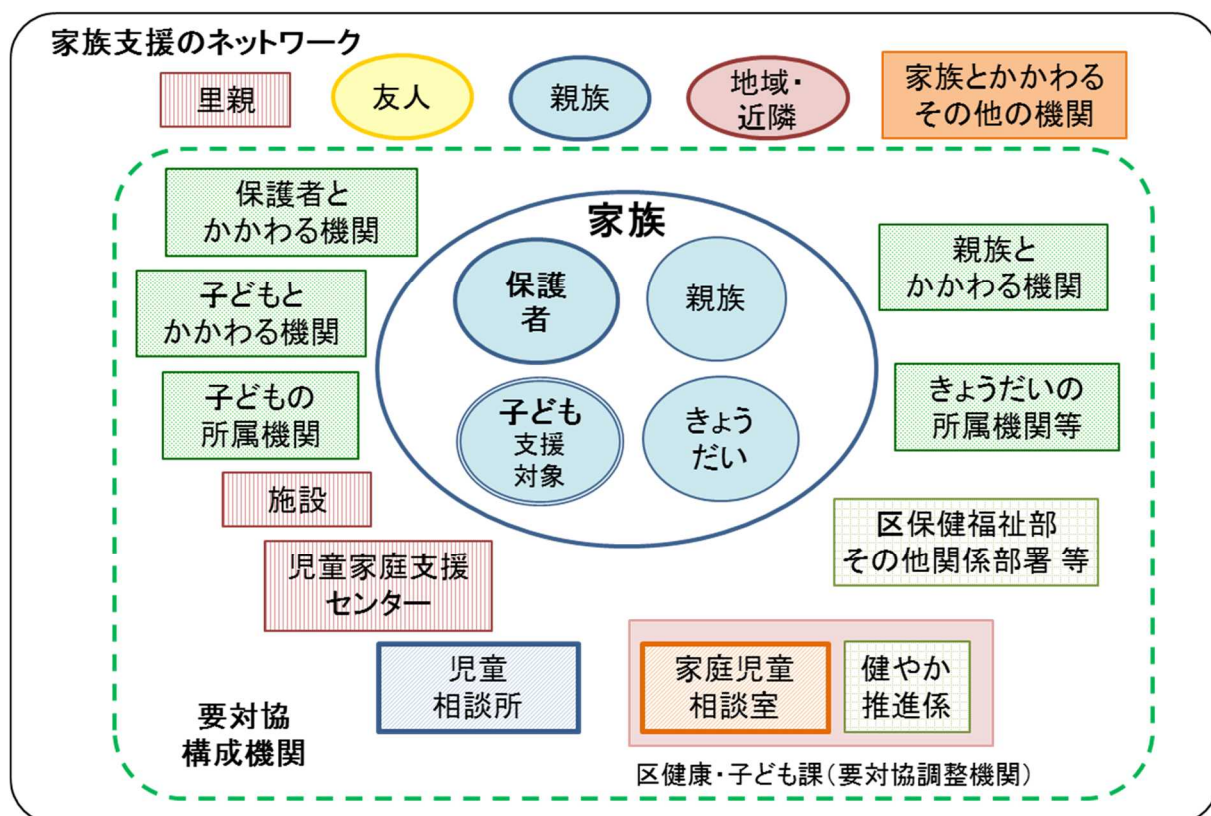
なお、里親委託または施設入所とした場合でも、子どもが入所した施設や地域による家族全体に対する支援の継続が大切です。そのため、必要に応じて関係機関や地域との情報共有を行います。

里親委託または施設入所等としていたケースで、家庭復帰により在宅指導とする際には、子どもの安全確保のために地域の関係機関等と連携して支援体制を構築することが重要となるため、要対協の個別ケース検討会議の開催を原則とします。

(3) 在宅支援のネットワーク

在宅支援では、子どもや家族の日常にかかわる関係機関と、主担当機関（区家庭児童相談室または児童相談所）が連携を行いながら、支援を行っていくことが重要です。

特に、児童虐待等の問題を抱える家族においては、子どもが虐待を受けずに安心して暮らせるよう、日ごろから子どもや家族と関わる機会の多い機関や、様々な行政サービスの活用に加え、親族や友人、地域の方々やその他の民間機関など、家族の状況に応じて、支援するネットワークを構築していくことが大切となります。



なお、転居の場合には、子どもの所属機関などの支援のネットワークの一部が切れてしまうことがあり、市外や区外との転出入の場合は、主担当機関も含めた支援のネットワークに影響があります。

特に、転居前の自治体において児童相談所や市区町村の継続的な支援を受けていた家族の場合には、主担当機関（転居前後の市区町村間、児童相談所間）の迅速かつ適切な引き継ぎにより、早期から子どもや家族の状態像やこれまで支援の経過を把握するとともに、新たに子どもや家族にかかわる機関との連携や必要な支援の導入等を行うことで、子どもや家族への支援が途切れないよう、すみやかに支援のネットワークを再構築していくことが重要となります。

<資料 1> 札幌市要保護児童対策地域協議会 構成機関（令和 3 年 12 月現在）

興正こども家庭支援センター 羊ヶ丘児童家庭支援センター 札幌南こども家庭支援センター 札幌乳児院児童家庭支援センター はくよう児童家庭支援センター 市内児童養護施設・乳児院 一般社団法人札幌市私立保育園連盟 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 札幌市民生委員児童委員協議会（児童家庭福祉部会） 札幌市民生委員児童委員協議会（主任児童委員連絡会） 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 札幌市小児科医会 札幌市精神科医会 札幌市産婦人科医会 一般社団法人札幌歯科医師会 札幌市青少年育成委員会 連絡協議会 一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会 札幌市立幼稚園・子ども園長会 札幌市立小学校長会 札幌市立中学校長会 札幌市立高等学校特別支援学校長会 北海道警察本部生活安全部人身安全対策課 札幌弁護士会子どもの権利委員会 札幌法務局人権擁護部 札幌人権擁護委員連合会子ども人権委員会 公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 北海道子どもの虐待防止協会 北海道CAPをすすめる会 札幌家庭裁判所 札幌少年鑑別所 札幌市配偶者暴力相談センター 性暴力被害者支援センター北海道 札幌市自立支援協議会子ども部会 その他市長が必要と認める機関等		
札幌市		
保健福祉局	総務部	保護自立支援課
	障がい保健福祉部	精神保健福祉センター
	子ども発達支援総合センター	
市民文化局	保健所	健康企画課
	男女共同参画室	男女共同参画課

教育委員会	学校教育部	教育推進課
各区	保健福祉部	
子ども未来局	子どもの権利救済事務局	
	子育て支援部	子育て支援総合センター
	児童相談所	

<資料2> 個別ケース検討会議の進め方の例

①会議開催前の準備の例

<主担当機関> ・会議の目的の明確化、参加機関の決定 ・事前にわかっている情報の伝達 会議開催前に事例に関する情報を集めるとともに、参加者に可能な範囲で情報を伝えておく。 ・資料の準備	<会議参加者全員> ・情報の事前共有 事例に関する情報がある場合は、事前に主担当機関に伝えるとともに、主担当機関から概況について確認。 ・所属機関内での協議(自機関ができることの検討)
---	--

②会議の進行情例 *ステップ毎の時間配分は、会議の目的・検討内容により異なります。

会議の ステップ	流れ	ポイント
ステップ1 導入	1)司会者の挨拶 ・会議開催までの経過説明 ・資料の説明 (ケース基本情報、在宅支援アセスメントシートなど) 2)メンバーの自己紹介	① 個別ケース検討会議の意義 ② 今回の会議の目的 ③ 守秘義務の確認 ④ 会議の時間配分
ステップ2 情報の共有	3)今までの経過について関係機関から報告 ・会議開催までに得られた基礎情報の説明 ・主な機関から今までの経過を報告 ・補足情報について関係機関から追加説明 4)ケース理解のため会議参加者からの質問を受ける	(ポイント1) ① 説明資料の準備 ② 簡潔に報告 (ポイント2) ① 関係機関へのねぎらい ② 情報及びその質の確認
ステップ3 課題の 明確化	5)状況を明確化し、共有する ・今まで関わってきた機関を中心に検討内容を焦点化する ・気になる問題点について、報告者の説明 ・一番困っていることなど 6)課題が何かを再度検討していく ・アセスメントシート利用などで問題・プラス面を共有 ・白板等を利用して視覚化すると効果的である	(ポイント1) ① 情報の整理と評価 ② 課題の抽出 (ポイント2) ① 客観的指標(アセスメントシート等)を活用 ② プラス面を含めた総合的評価
ステップ4 対応と 役割分担	7)リスク軽減するためにどのようにアプローチしていくか ・どういったことから、問題が軽減されうのか ・もっとも実現できそうなものは何か ・優先順位は？短期課題、長期課題は何か ・支援方針を決定し、役割分担する 8)利用できる力や資源はあるのかどうかを検討する	(ポイント1) ① 課題の整理 ② 具体的な対応の検討 ③ 担当機関の決定 (ポイント2) ① 実現可能な対応に焦点 ② 困難なケースにスーパーバイザーを活用
ステップ5 今後の支援 の確認	9)役割分担の確認 ・どの機関がどういった役割をするのかを確認する ・誰がキーパーソンであるか ・緊急対応時の連絡方法を確認する ・情報の集約の確認 10)次回会議開催日めやすについて決める	(ポイント1) ① 会議内容の再確認 ② 緊急対応の再確認 ③ 次回開催時期の決定 (ポイント2) ① 守秘義務の再確認 ② 参加者へのねぎらい

<資料3> 在宅支援アセスメントシート

在宅支援アセスメントシート		ケース番号	担当者所属氏名	年 月 日提出 / 受・援・個 (初回・ 回目)	
主 II ◎ 副 II ○ 該 当 に ○	虐待の種類	ジェノグラム 傷の位置 【写真 有 (撮影日:) ・ 無】			
	身体的				
	ネグレクト				
	心理的				
	性的				
	特定妊婦・要支援				
	子どもの年齢				
	0-2歳				
	3歳-就学前				
	小学生				
中学生					
中卒児					
虐待の程度: 該当レベルに○、あてはまる項目を○で囲んでください。(0~2歳の場合は1段レベルを上げる)					
レベル	身体的虐待の例	ネグレクトの例	心理的虐待の例	性的虐待の状況 (あてはまる項目を○で囲む)	
最重度 (生命)	頭部外傷 乳児を投げる 踏みつける 窒息の危険 その他の生命に関わる危害行為	重病なのに受診させない 明らかな衰弱 脱水	心中を考える 自殺の強要 子どもの自殺企図	性交渉 (未遂を含む) 性的行為の強要 妊娠	
重度	骨折 打撲 やけど 顔面のひどい外傷 腹部を蹴る 被害児が乳児	乳幼児の夜間放置 乳児の昼間放置 長期外出禁止 ライフライン停止 食事が満足にできない	頻回な面前DV 日常的な威嚇・非難・無視 子どもの頻回な自傷行為	性感染症罹患 ポルノの被害体にする プライベートゾーンを触る・触らせる キスをする	
中度	半年以内に2回以上のあざや傷 新旧の傷 顔面のあざ 蹴る	生活環境不良で改善なし 放置 登校禁止	面前DV 強い叱責・脅し 保護者の自殺企図・自傷 きょうだい間で差別	性器や性交を見せる 入浴や着替えをのぞく 子どもの年齢不相応な性的言動 年齢に見合わない性情報に触れさせる 子どもに卑猥な言葉を発する	
軽度	傷が残らない程度の暴力 単発の小さくわずかなケガ	健康問題が起きない程度のネグレクト	一時的な威嚇・無視・非難 一時的なきょうだい間差別		
危険	現在ケガはないが、発生する可能性が高い	予防接種や健診を受けない	子どもがかかわく思えない	疑い	
問題となっていることの概要					
I 子ども・家庭・養育の様子					
	不明 いいえ	はい いいえ	はい いいえ	以下、該当項目と思われるものをすべてを○で囲んで下さい。 「養育者」は、家族の中で誰かが該当すれば○。 項目にないものは記入してください。※太字: 子どもの安全と関連の高い項目	
子 ど も の 状 況	虐待の状況			身・心・ネグ・性・暴行・長期間放置	
	被虐待歴			入院歴・施設等入所歴・きょうだいの被虐待歴・一時保護歴 通告/相談歴(きょうだい含)	
	出生状況			多胎・先天性の異常・低体重児・疾患()	
	心身の発達			低身長・低体重・発育不全・(身体・知的・発達)障がい 言葉の遅れ・皮膚疾患・疾患()	
	精神の状況			表情が乏しい・視線が合いにくい・睡眠リズムの乱れ・抜毛 自傷・自殺企図	
	ケア状況			健診/予防接種未受診・ひどいオムツかぶれ・虫歯・身体衣類の汚れ 異臭・季節に合わない衣服・必要なものがそろえられていない	
	問題行動			激しい癇癪・多動・注意惹き行動・攻撃的・遺糞尿・過食異食 性化行動・乱暴・万引き・火遊び・夜間徘徊・不登校・家出	
養育者との関係			家に帰りがたらない・親の前で妻を打つ・親が来ても無表情 親の口止めに応じる		
養 育 者 の 状 況	被虐待歴			身・心・ネグ・性・愛されなかった思い・厳しいしつけ 一時保護歴・施設等入所歴	
	妊娠・出産状況			予期せぬ妊娠・妊婦健診の未受診・飛び込み出産・若年での妊娠	
	身体の状態			疾患()・障がい()・妊娠中	
	精神の状況			疾患()・精神症状・疑い・通院/服薬が出来ていない アルコールの匂い・視線がうつろ・会話しにくい・依存症()	
	問題行動			衝動的・未熟・攻撃的・偏り・共感性欠如・人との関わり嫌い 被害的・その場逃れ・嘘が多い	
	子どもとの関係			拒否・無関心・過干渉・依存的・子ども嫌い・出産の後悔 可愛がったり突き放したり・疎ましい・子どもをけなす・ほめない 子どもに対する虐待事実の口止め	
	家事・育児能力			保育園等への送迎ができない・障がいや疾患による能力低下	
虐待の認識なし			問題意識なし・体罰容認・親主張・虐待の隠蔽・虐待者をかばう		
養育意欲なし			意欲なし・改善意欲なし		
家 庭 の 状 況	家族問題			夫婦不和・DV・別居・家出・未婚・離婚・内縁 家族構成の変化・親族不和・介護負担・ステップファミリー	
	経済問題			借金多い・生活苦・失業・転職・計画性欠如	
	養育状況問題			長時間の放置・食事や医療を与えない・夜間放置・若年親 知識/技術不足・不適切・期待過剰	
	子どもを守る人なし			日常的に子どもを危険から守る人がいない 危険なとき子どもの逃げ場がない	
生活環境問題			劣悪な居住環境・安全への配慮なし・不衛生・ゴミ屋敷		
サ ポ ー ト	社会的サポートなし			孤立的・親族の対立・親族過干渉・育児支援なし・転居	
	協力態度なし			関係機関介入拒否・接触困難・調整改善が期待できない	

年 月 日提出 / 受・援・個 (初回・ 回目)			
エコマップ (家族とつながる支援状況)	Ⅴ 各機関の役割の確認		
	担当機関	役割	課題番号
	【主担当機関】		
	児相 / 家児相		
次回の個別ケース検討会議開催時期			
子どもや家族の希望・意見	Ⅲ セーフティ・スケール		Ⅳ 支援方針
	会議の参加者による評価の違いを利用して、事例を多面的に理解し、各々の立場や役割の違いについて話し合いましょう。 危険と安全に関する情報に基づいて、現状を尺度上で評価し10に近づくための支援を検討 (子どもが最も危険が「0」安全な状況が「10」) 危険 ← 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 → 安全		
Ⅱ 要因の整理			長期目標・ゴール (支援が終結できる子どもの安全な状況)
支援が必要な課題・問題点・要因	つよみ (ストレングス)		
リスクから予測されるもの (子どもの安全の問題、虐待が起こりうる要因など)	うまくやれているところ 解決 (子どもの安全・安心な生活) に役立つこと 長所・能力 など		
短期目標・具体的支援策			
(支援内容) ・子どもの安全のための手立て、具体策 ・家族ができるようになること			

※在宅支援アセスメント・プランニングシート(平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所と市町村の共通アセスメントツール作成に関する調査研究 代表:加藤曜子」)を参考に札幌市が作成。

(参考 在宅支援アセスメントシートの解説)

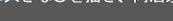
在宅支援アセスメントシート		ケース番号	担当者所属氏名	年 月 日提出 / 受・援・個 (初回・ 回目)		
主 II ◎ 副 II ○ 該 当 に ○	虐待の種類	シエノグラム 家族構成や同居状況、家族間の関係性、世帯を取り巻く環境等について整理して視覚化する 主たる虐待に「◎」従たる虐待に「○」、子どもの年齢に「○」をつける			傷の位置 【写真 有(撮影日:)・無】 身体虐待の場合、傷などを記録する。繰り返されている場合には、傷の箇所の日付を入れる	
	身体的					
	ネグレクト					
	心理的					
	性的					
特定妊婦・要支援						
子どもの年齢						
0-2歳						
3歳-就学前						
小学生						
中学生						
中卒児						
虐待の程度：該当レベルに○、あてはまる項目を○で囲んでください。(0-2歳の場合は1段レベルを上げる)						
レベル	身体的虐待の例	ネグレクトの例	心理的虐待の例	性的虐待の状況 (あてはまる項目を○で囲む)		
最重度 (生命)	頭部外傷 乳児を投げる 窒息の危険 危険行為 など 虐待を繰り返す	重病なのに受診させない 明らかな衰弱 脱水 乳幼児の夜間放置 乳児の昼間放置 長期外出禁止 ライフライン停止 食事が満足にできない	心中を考える 自殺の強要 子どもの頻回な泣き 日常的な子どもの虐待	性交渉(未遂を含む) 性的行為の強要 妊娠 性感染症罹患 ボルノの被害体にする プライベートゾーンを触る・触らせる キスをする		
重度	該当するレベルに「○」をつける。ただし、0-2歳の場合は、1段レベルを上げる	あざや傷 など 生活環境不良で改善なし 放置 登校禁止	面前三つ子の虐待 子どもの虐待	性器や性交を見せる 入浴や着替えをのぞく 子どもの年齢不相応な性的言動 年齢に見合わない性情報に触れさせる 子どもに卑猥な言葉を発する		
中度	該当するレベルに「○」をつける。ただし、0-2歳の場合は、1段レベルを上げる	健康問題が起きない程度のネグレクト	一時的な虐待 一時的な虐待	疑い		
軽度	軽度	健康問題が起きない程度のネグレクト	一時的な虐待 一時的な虐待			
危険	現在ケガはないが、発生する可能性が高い	予防接種や健診を受けない	子どもがかわいく思えない			
問題となっていることの概要						
相談主訴を中心に、支援が必要な世帯と判断される問題点等について簡潔に記入する						
I 子ども・家庭・養育の様子						
子 ど も の 状 況	虐待の状況	不明	いいえ	はい	以下、該当項目と思われるものをすべて○で囲んで下さい。 「養育者」は、家族の中で誰かが該当すれば○。 項目にないものは記入してください。※太字：子どもの安全と関連の高い項目	その他(懸念・補足)事項 つながりのある社会資源 等
	被虐待歴				身・心・ネグ・性・繰返し・長期間放置 入院歴・施設等入所歴・きょうだいの被虐待歴・一時保護歴 通告/相談/通報/被害届/警察出動/児童相談所受入/児童相談所入所/児童相談所退所/児童相談所退所後	
	出生状況				多胎・低身長・言葉の遅れ・特に「いいえ」に該当した項目は「プラス」(つよみ・ストレングス)と考えられるため、どのように支援につなげるかを検討することが大切となる	
	心身の発達				健康/予防/異常臭・激しい病状/性化行動	
	精神の状態				家に帰りがたがらない・親の前で要請・親が来ても無表情 親の口止めに応じる	
	ケア状況				身・心・ネグ・性・愛されなかった思い・厳しいしつけ 一時保護歴・施設等入所歴	
	問題行動				予期せぬ虐待・疾患(疾患(アルコール・衝動的・被害的・拒否・愛がたがった子どもに)	
	養育者との関係				保育園等への送迎ができない・障がいや疾患による能力低下 問題意識なし・体罰容認・親主張・虐待の隠蔽・虐待者をかばう 意欲なし・改善意欲なし	
養 育 者 の 状 況	被虐待歴				夫婦不和・DV・別居・家出・未婚・離婚・内縁 家族構成の変化・親族不和・介護負担・子育て支援	・各々の欄に特に懸念されることや補足する事柄があれば記入する ・子ども、養育者ごとに利用している社会資源を記入する
	妊娠・出産状況				借金多い	
	身体の状態				長時間の放置/知識/技術	
	精神の状態				日常的に子どもを危険から守る人がいない 危険なとき子どもの逃げ場がない	
	問題行動				劣悪な居住環境・安全への配慮なし・不衛生・ゴミ屋敷	
	子どもとの関係				孤立的・親族の対立・親族過干渉・育児支援なし・転居	
	家事・育児能力				関係機関介入拒否・接触困難・調整改善が期待できない	
	虐待の認識なし 養育意欲なし					
家 庭 の 状 況	家族問題					
	経済問題					
	養育状況問題					
サ ポ ー ト	子どもを守る人なし					
	生活環境問題					

アセスメントの手順、

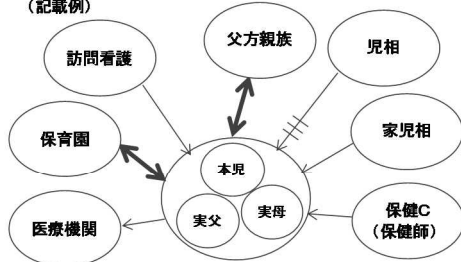
エコマップ (家族とつながる支援状況)

支援を要する家族を中心とし、家族を支援する者や機関
の関係性を図式化する

■使用する記号

- ・ 支援する家族…中心に大きな○を描き、同居家族を記入する
- ・ 関係性が強い…太線
 - ・ 普通の関係性…細線
 - ・ 関係性が弱い…点線
 - ・ 対立関係…区切り付の線
 - ・ 働きかけの方向
- 

(記載例)



V 各機関の役割の確認

担当機関	役割	課題番号	いつまでに・頻度
【主担当機関】 児相 / 家児相			
・会議で話し合った結果をまとめ、各関係機関の役割、支援のスケジュール等を確認しながら記入する ・「Ⅳ 支援方針 短期目標・具体的支援策」に記入した課題番号 (①②・・・等) も記入する			

[illegible]

次の会議の開催時期を記入する

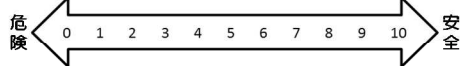
子どもや家族の希望・意見

子どもや親の意見を十分に尊重し、目指すべきゴールについて家族がどのようにとらえているか留意する

Ⅲ セイフティ・スケール

会議の参加者による評価の違いを利用して、事例を多面的に理解し、各々の立場や役割の違いについて話し合います。

危険と安全に関する情報に基づいて、現状を尺度上で評価し10に近づくための支援を検討
(子どもが最も危険が「0」安全な状況が「10」)



IV 支援方針

長期目標・ゴール（支援が終結できる子どもの安全な状況）

支援終結の目安になる、子どもの安心、安全が確保されたと判断できる状態像を記入する

II 要因の整理

支援が必要な課題・問題点・要因	つよみ（ストレングス）	短期目標・具体的支援策
リスクから予測されるもの （子どもの安全の問題、虐待が起こりうる要因など）	うまくやれているところ 解決（子どもの安全・安心な生活）に役立つこと 長所・能力 など	（支援内容） - 子どもの安全のための手立て、具体策 - 家族ができるようになること
「Ⅰ 子ども・家庭・養育の様子」の欄（この用紙の左側）で「はい」が付いた項目に関連させて、支援が必要な課題、問題点、要因などについて具体的に記入する	「Ⅰ 子ども・家庭・養育の様子」の欄（この用紙の左側）で「いいえ」が付いた項目に関連させて、子どもや家族が持っている力、家族全体の解決力などについて具体的に記入する	上記の長期目標（ゴール）に向けて、短期目標を立て、子どもが安全に家庭で過ごすための手立て、具体的な支援策等について、できることから（現実的なアイデア）記入する 手立てや支援策は、①②・・・など課題番号に沿って記入し、支援する機関なども併せて記入する
ながれ		

【参考文献】

- 「子ども虐待対応の手引き」 厚生労働省
- 「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」 厚生労働省
- 「児童相談所運営指針」 厚生労働省
- 「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン） 厚生労働省
- 「多機関間連携の実際 個別ケース検討会議の進め方 ～地域で子どもと家庭を支えていくために～」 平成 19 年度 児童関連サービス調査研究事業報告書（主任研究者 加藤曜子）
- 「平成 29 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業（厚生労働省）児童相談所と市町村の共通アセスメントツール作成に関する調査研究 ―在宅支援共通アセスメント・プランニングシート作成― 2018 年 3 月 学校法人中内学園 研究代表 加藤曜子
- 「市町村のための子ども虐待対応マニュアル」 青森県
- 「千葉県子ども虐待対応マニュアル」 千葉県
- 「市町村子ども虐待防止ネットワーク対応マニュアル」 千葉県
- 「市町村要保護児童対策地域協議会実務マニュアル 私たちのまちの子ども・子育て家庭への支援のために」 奈良県
- 「川崎市児童虐待対応ハンドブック」 川崎市
- 「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」 横浜市
- 「子どもの虐待防止・法的実務マニュアル【第 6 版】」 日本弁護士連合会子どもの権利委員会（平成 29 年 12 月）

【作成：平成 30 年 3 月 改訂：平成 31 年 3 月】

札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会 関係機関における総合的な支援検討ワーキンググループ

（ワーキンググループ委員）

北海道大学大学院 教育学研究院 教授	松本 伊智朗
札幌医科大学 保健医療学部 准教授	澤田 いずみ
社会福祉法人北翔会 総合施設長	大場 信一
流通科学大学 人間社会学部 教授	加藤 曜子
札幌市私立保育園連盟 副会長	水岡 路代
札幌学院大学 人文学部 教授	横山 登志子
札幌市中学校長会 会計	若松 尚代

※各委員の肩書は平成 31 年 3 月現在

（札幌市構成員・事務局）

保健福祉局子ども発達支援総合センター所長

白石区保健担当部長（作成時）、北区保健福祉部医事担当課長（改訂時）

保健福祉局保健所健康企画課（母子保健係長）

区保健福祉部健康・子ども課（家庭児童相談担当係長、健やか推進係長）

子ども未来局児童相談所（地域連携課、相談判定一課・二課）



発行：令和３年１２月

札幌市子ども未来局 児童相談所

〒060-0007 札幌市中央区北７条西２６丁目

電話：011-622-8620 F A X：011-622-8701

市政等資料番号 01-G03-21-1909

電子メール：kodomo.jisou@city.sapporo.jp

ホームページ：<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisou/gyakutai.html>